

## 貨物自動車運送事業法

### 1. 案内情報

- ① 手続名：  
地方適正化事業及び全国適正化事業に係る事業計画等の提出
- ② 手続根拠：  
貨物自動車運送事業法施行規則第38条
- ③ 手続対象者：  
地方実施機関及び全国実施機関
- ④ 提出時期：  
地方適正化事業または全国適正化事業に係る事業計画及び収支予算については、当該事業年度の開始の日の15日前までに（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）  
地方適正化事業又は全国適正化事業に係る事業報告書及び収支決算書については、当該事業年度の終了後3月以内に
- ⑤ 提出方法：  
地方実施機関については、当該事案を管轄する運輸支局長を経由して地方運輸局長に提出して下さい。
- ⑥ 手数料：  
なし
- ⑦ 申請書様式：  
貨物自動車運送事業法施行規則第38条
- ⑧ 記載要領・記載例：  
提出先となる国土交通省貨物課、地方運輸局貨物課又は運輸支局輸送部門にお問い合わせ下さい。

### 2. 窓口情報

- ① 提出先：

|                |              |           |
|----------------|--------------|-----------|
| 国土交通省自動車交通局貨物課 | 03-5253-8111 | （内線41333） |
| 北海道運輸局貨物課      | 011-290-2743 |           |
| 東北運輸局貨物課       | 022-299-8851 | （内線382）   |
| 北陸信越運輸局貨物課     | 025-244-7579 |           |
| 関東運輸局貨物課       | 045-211-7248 |           |
| 中部運輸局貨物課       | 052-952-8037 |           |
| 近畿運輸局貨物課       | 06-6949-6447 |           |
| 中国運輸局貨物課       | 082-228-3438 |           |
| 四国運輸局貨物課       | 087-835-6365 |           |
| 九州運輸局貨物課       | 092-472-2528 |           |
| 沖縄総合事務局陸上交通課   | 098-866-0061 |           |
- ② 受付時間：  
提出先等にお問い合わせ下さい。
- ③ 相談窓口：  
提出先又は当該事案を管轄する運輸支局輸送部門